

## 中間報告書（案）

令和 5 年 1 2 月 ●● 日

矢吹町教育委員会  
教育長 大杉 和規 様

矢吹町学校規模適正化検討委員会  
会 長

### 基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置について（中間報告）

矢吹町学校規模適正化検討委員会では、令和 5 年 6 月 1 3 日付けで貴職より「幼稚園の適正規模・適正配置について」の諮問を受け、幼稚園専門部会を中心として検討を行ってきたところであります。

この度、諮問事項の一部である下記の項目については一定の結論に達したため、当委員会の中間報告として提出いたします。

#### 【中間報告事項】

- （1）基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置について
  - ①再配置で目指す幼稚園数と実施時期
  - ②幼稚園の立地場所の選定

## はじめに

全国的に進行している少子化の現状を踏まえ、矢吹町教育委員会では望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、令和4年度に矢吹町学校規模適正化検討委員会を設置し、幼稚園のより良い教育環境の整備及び充実した幼児教育の実現に資するため「町立幼稚園の適正な規模及び配置のあり方」について諮問答申を行いました。

保護者や地域住民の意見も踏まえ、学識経験者、幼稚園・小学校の保護者、幼稚園長・小学校長、行政区長等の委員により審議を行った結果をとりまとめ令和5年2月に答申を行い、この答申に基づき令和5年4月に「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

以上の経緯を踏まえ、幼稚園の適正規模・適正配置の具体的な施策を示す「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置計画」を策定し、今後の幼児教育にふさわしい環境の整備に向けて検討を進めます。

### ①再配置で目指す幼稚園数と実施時期

令和5年4月に策定した基本方針では、幼稚園において今後も充実した幼児教育を実現するためには、各学級において集団での遊びや学びが経験できるよう、20人程度の園児数を有する学級が編制できるような幼稚園規模を目指し、幼稚園の再配置（統合等）を進めることとされています。

この点、令和5年4月時点で中央幼稚園を除き矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園では概ね1学級あたりの園児数が20人を下回っており、今後も各園において園児数の減少が続くと推計されています。令和8年度には、矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園の全ての学年において1学級あたりの園児数が11人未満になると見込まれており、幼児教育にとって望ましくない環境となることが懸念されます。

このような見通しを踏まえると、少なくとも今後20年間は1学級あたりの園児数を11人以上確保するためには、

- ①「令和8年度以降に矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園の3園を統合し、中央幼稚園はそのまま存続させる」
- ②「令和8年度以降に矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園の3園を統合し、さらに令和19年度以降に中央幼稚園を統合する（段階的統合）」
- ③「令和8年度以降に4園を1園に統合する（一括統合）」

という3つのパターンが想定されます。

そのうえで、望ましい学級規模の確保や、複数回の統合による園児や保護者の負担などを踏まえると「令和8年度以降に4園を1園に統合する（一括統合）」パターンが望ましいと考えられるため、これを基本として具体的な再配置を検討しました。

## ②幼稚園の立地場所の選定

幼稚園を再配置するにあたっては、どのような場所に幼稚園を立地するかが重要と考えられます。まず、候補地の条件としては、幼稚園設置基準に定められている面積基準を満たすことが必要となることから、想定される園児数及び学級数から敷地面積を1,900㎡以上確保可能であることが求められます。ただし、これは園舎と園庭のみを対象とした面積基準であり、駐車場面積等を含めるとさらに2,500㎡程度必要になると考えられます。次に、民有地は用地取得の交渉・調整に長期間を要し、全地権者の同意を得られなければ事業を進められないリスクも想定されることから、既存幼稚園用地及び未利用地等の公共用地が候補地として適切であると考えます。

この2点を踏まえると、幼稚園の候補地は、矢吹幼稚園用地、中央幼稚園用地、中畑幼稚園用地、三神幼稚園用地、また、未利用地等の公共用地として旧総合運動公園用地が想定されます。なお、旧総合運動公園用地は別途「令和3年度旧総合運動公園用地内教育施設配置計画」にて施設配置案が検討されており、教育施設を東側に配置する案をA案、教育施設を西側に配置する案をB案としていることから、両案とも候補地として考えます。

以上の候補地6案の中から幼稚園の立地場所を選定するには、各候補地を一定の条件（選定条件）により定量的に比較評価することが必要となります。選定条件は、検討委員会での委員の意見や住民アンケートの結果を踏まえ、様々な観点から設定する必要があります。具体的には、①敷地条件（園の広さ）、②まちづくり（まちづくりの方向性との整合）、③通園環境（通園に関する負担）、④自然環境（周辺のみどりの豊かさ）、⑤防犯・防災（非常事態・危険への備え、被災リスクの少なさ、交通の利便性）、⑥子どもや保護者への影響（子どもの負担の少なさ、学校施設の集約化）、⑦整備事業（幼稚園の整備に係る期間を短く抑えられるか）を条件として、それぞれに評価点を設定し、特に重要な評価項目には重みづけ（評価点を2倍）を行い、評価しました。

候補地6案を選定条件に則り評点化し、定量的に比較評価を行った結果、旧総合運動公園用地●案が今後の幼児教育にとってふさわしい立地場所と考えます。

## おわりに

当委員会では、「子どもたちにとって何が望ましいか」という視点に立ち、議論を行ってきました。幼稚園の再配置により、地域によっては幼稚園が遠くなることで地域のつながりが薄れることや保護者の負担が増える等の不安の声も考えられますが、そうした不安を解消しつつ、幼稚園のより良い教育環境の整備及び充実した幼児教育の実現という目的のため、中間報告をまとめました。

今後も幼稚園の再配置を推進するにあたっては、保護者や地域住民との意思疎通を図りながら検討を進めます。



5 教 第 2 4 2 号  
令和 5 年 6 月 1 3 日

矢吹町学校規模適正化検討委員会会長 様

矢吹町教育委員会教育長 大杉 和規

### 諮 問 書

矢吹町学校規模適正化検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記事項を諮問いたします。

### 記

#### 1. 諮問事項

- (1) 基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置について
- (2) 幼稚園の適正規模・適正配置により充実を期待する教育内容について
- (3) その他幼稚園の適正規模・適正配置を検討するために必要な事項

#### 2. 諮問理由

全国的に進行している少子化の現状を踏まえ、矢吹町教育委員会では望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、令和 4 年度に矢吹町学校規模適正化検討委員会を設置し、幼稚園のより良い教育環境の整備及び充実した幼児教育の実現に資するため「町立幼稚園の適正な規模及び配置のあり方」について諮問しました。

保護者や地域住民の意見も踏まえ、学識経験者、幼稚園・小学校の保護者、幼稚園長・小学校長、行政区長等の委員により審議いただき令和 5 年 2 月に答申を受け、この答申に基づき令和 5 年 4 月に「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」を策定しました。

以上のような経緯を踏まえ、町立幼稚園の適正規模・適正配置の具体的な施策を示す「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置計画」を策定するため、矢吹町学校規模適正化検討委員会に諮問するものです。